

2021年10月1日

日手会指導医制度発足に伴う専門研修制度の移行期間について

一般社団法人 日本手外科学会

理事長 平田仁

専門医制度委員会 担当理事 西田圭一郎

定款等検討委員会 担当理事 内山茂晴

現行の定款施行細則第6号 専門医制度細則では専門医申請資格に「通算5年以上の手外科に関する研修期間を有し、そのうち日本手外科学会認定研修施設（以下「研修施設」という）で通算3年以上の研修期間を有すること」が定められています。この度、日手会指導医制度の発足に伴い、すでに専門医を目指して研修を行っている学会員の不利益にならないよう、専門研修制度に移行期間を定めます。なお、日手会指導医制度における指導医の認定期間は5年間であり、本制度は2021.10.1より運用を開始しています。また、疾病、不慮の事故、長期海外出張（留学を含む）、出産・育児など、やむを得ない事情により専門研修を中断せざるを得ない専門研修医が所属する認定研修施設においては、施設認定の更新や指導医申請によって、復職後も同施設における専門研修を継続できるようご配慮ください。

専門研修制度の移行期間

日手会指導医制度の発足に伴い、2021.10.1~2026.3.31を移行期間とする。移行期間における専門医制度は「暫定専門医制度」とし、細則の一部を変更して運用する。「暫定専門医制度」では、認定施設において専門研修指導を行う者は「日手会指導医または専門医」とする。移行期間終了後の2026.4.1以降は認定施設において専門研修指導を行う者は下記（施設認定における留意点）に記載した場合を除き、原則として「日手会指導医」とする。

専門医申請資格に関する留意点

研修実績:手外科の研修年限5年以上のうちの通算3年以上は指導医または専門医の指導のもとで行われなければならない。ただし、移行期間終了後(2026年4月以降)の申請でも、過去に遡って、日手会認定研修施設での指導医または専門医のもとでの研修であれば研修実績として認める。

施設認定における留意点

- 1) 移行期間が終了すると、認定施設において専門研修指導を行う者は原則として「日手会指導医」となります。移行期間終了後に施設認定の申請・更新を行う場合は必ず指導医資格を取得してください。

- 2) 2021.10.1 以降に新規に施設認定を行う場合、および施設認定を更新する場合
 - ① 基幹研修施設の場合には指導医が常勤していれば（関連研修施設の場合は指導医が常勤、又は指導医が定期的に指導していれば）新規申請および施設認定の更新申請ができる。
 - ② 移行期間の間は、基幹研修施設の場合には専門医が常勤していれば（関連研修施設の場合は専門医が常勤、又は専門医が定期的に指導していれば）新規申請および施設認定の更新申請ができる。この場合、3年間は施設認定が維持できる。
- 3) 新規認定および更新認定から3年後、引き続き移行期間であれば、基幹研修施設の場合には専門医が勤務していれば（関連研修施設の場合は専門医が常勤、又は専門医が定期的に指導していれば）更新申請ができる。
- 4) 基幹研修施設の場合には指導医が常勤していない場合（関連研修施設の場合は指導医が常勤していない、又は指導医が定期的に指導していない場合）、2026.4.1 以降の施設認定更新はできない。

凡例

- 1) 専門医が在籍する施設で、施設認定を新規に申請する場合：

専門医取得後1年以降、移行期間内であれば随時新規の施設認定申請ができる。施設認定3年後、移行期間の間であり、専門医が在籍していれば施設認定を更新できる。専門医取得後5年経過後、専門医を更新し、さらに指導医になっていないと、2026.4.1 以降は施設認定更新ができない。
- 2) 専門医資格を1回以上更新した専門医が在籍する施設で、施設認定を更新する場合：

認定機関は最長3年であり、原則として3年ごとに年度末に再審査を行う。再審査が移行期間の間であり、専門医が在籍していれば施設認定を更新できる。例えば移行期間内の2025.4.1 に更新した施設認定は2028年3月31日までの3年間維持できるが、指導医になっていないと2028年4月1日以降の施設認定更新ができない。
- 3) 2024年2月から認定研修施設において専門医のもとで研修を開始したが、1年後の2025年2月から出産・育児のため1年間休職、2026年2月に復職して研修を再開した場合：

当該施設が移行期間内に更新されなかった場合、2026年2月に復職されても認定期間内しか研修期間として認められない。しかし、当該施設が移行期間内で指導医または専門医のもとで施設認定を更新していれば、例えば、2025年3月末から2026年3月末までに更新されていれば認定期間は3年間なので、2028年1月まで研修することで当該施設で残り2年間の専門研修を行ったとみなされる。

以上